

静岡県教育委員会

議事録

平成 28 年度 第 10 回定例
8 月 23 日 (火)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 8 月 23 日に教育委員会第 10 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 8 月 23 日（火） 開会 9 時 30 分
閉会 11 時 00 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 齊 藤 行 雄
委 員 興 直 靖
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
北 川 清 美 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
小野田 裕 之 教育政策課長
本 村 勉 情報化推進室長
遠 藤 宗 男 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
太 田 修 司 義務教育課人事監
藤 本 眞 二 幼児教育推進室長
神 田 不 二 彦 高校教育課指導監
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
奥 村 篤 静東教育事務所長
山 本 裕 祥 静西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
吉 澤 勝 治 総合教育センター所長
井 島 秀 樹 高校教育課主席指導主事

4 その他

- (1) 第 19～22 号議案は、原案のとおり可決された。
- (2) 報告事項 1～3 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 20、21、22 号議案は人事案件であるため、報告事項 3 は公表前の案件であるため非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第 20、21、22 号議案及び、報告事項 3 は非公開とする。

報告事項 1 第 34 期社会教育委員会の報告

- 教 育 長： 報告事項 1 「第 34 期社会教育委員会の報告」について、山本社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

- 社会教育委員長： 子どもは、地域社会の構成員であり、支え合いの担い手でもある。子どもが地域社会で育ち、その担い手になろうとする時に大きな役割を果たす学校と地域や社会教育が支えあう関係が重要である。学校支援地域本部事業やコミュニティ・スクールの推進などのように直接的な学校支援だけでなく、地域で行われている子どもの育ちに関わる多様な社会教育活動は、子どもや家庭、地域を支え、間接的に学校を支えている。学校を支援する取組、子どもという地域の新たな構成員を育む活動に、誰もが何らかのかたちに関わることができる。地域の多様な主体が子供の育ちに関わることで子どもたちへの支援のバランスが保たれ、持続可能な地域づくりにもつながる。人々を出会わせ、つなぎ合わせる「拠点」としての地域プラットフォームが学校支援及び地域づくりに有効である。地域が活性化し、持続していくためには、支援を受けた子どもや家庭が支える側になるという循環型支援体制の構築が重要である。このような議論の整理が行われた。続いて学校を支える意義と必要性についてである。子どもの状況と課題の観点では、体験活動の場や機会の減少、自立の遅れ、経済的困窮など困難を抱える子どもの増加、いじめの増加、SNS の影響等がある。家庭の状況と課題に関しては、多様化、二極化、孤立化が進行している。学校の状況と課題については、抱える課題が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大しているようである。まとめると子どもに生じている課題は、地域や社会の課題の反映である。子どもの課題は、学校が抱える課題を多様化・複雑化させるとともに拡大している。学校単独ではなく、地域ぐるみ、社会総がかりで子どもの教育に関わることが必要であるとまとめられる。学校・社会教育による学校支援の現状と課題として、直接的な学校支援だけでなく間接的な学校支援の充実が子どもや家庭、地域を支え学校を支えている。こうした直接的間接的支援の課題は、人材の確保・養成、校内体制の工夫と教職員の理解促進、情報発信・啓発活動、行政による下支え、財源の安定的確保等があげ

られる。求められる学校支援の方向性は、地域の多様な構成員が子ども・学校に関わる、裾野の広い学校と地域の協働が重要となる。また、学校支援に社会教育の考え方を導入し、学校を拠点として「学び合い、支え合い」という視点に立った意識の転換が必要となる。子どもや教育、学校のイメージも変える必要がある。子どもに対する地域の意識の転換の観点では、子どもは地域社会の構成員であり、支え合いの担い手である。地域への参画を通し大人も子どもも成長するという視点となる。教育については、社会教育が得意とする実践的・体験的な学びや多様な人との関わりは、地域の子どもの主体性や社会性を育むという視点が重要である。学校に関しても家庭及び地域のための学校支援という意識転換が必要であると考えられる。施策の方向性であるが、学校支援地域本部、放課後子ども教室等は、学校教育と社会教育が双方向で協調する関係や仕組みをつくる基盤となり、地域において子どもが中心となる様々な活動を行う団体同士が連携できる仕組みの基盤ともなる。地域の多様な主体が関わることで子どもへの支援のバランスが保たれ、持続可能な地域づくり、人づくりにもつながるため、新たな人材の掘り起しと活用が重要となってくる。防災、多文化共生など静岡独自のあるいは静岡県でより切実となるような課題・テーマ設定により、地域の教育力が向上する。学校を支える施策の今後の在り方として、静岡県の地域資源を活用した拠点づくりや、体制整備、関係者などのネットワーク化を図り、多くの人々の参加・参画を促進する。コーディネート機能の充実も重要である。地域プラットフォーム間の関係性を強めることも重要である。学校教育にかかわる条件整備は組織体制、教職員研修などが重要となり、学校支援にかかわる条件整備では財政支援、情報提供などが重要となってくる。もう1点はライフステージにそった循環型支援体制の構築が重要となってくる。学校支援の取組で育った人材が学校支援に関わる持続可能な地域社会の実現が必要となる。地域が活性化し、持続していくための鍵としての教育と拠点としての学校の体制が必要となってくる。学校を手がかりにして地域社会の担い手を育てるということになる。支援を受けた子どもや学校が支える側になる循環型支援体制の構築のためには「横の連携」と「縦の接続」を保証する仕組みの構築や環境整備が必要となってくる。これは33期のテーマでもあったが、「横の連携」と「縦の接続」は引き続きの課題となっている。

社会教育副委員長： 議論の中で社会教育側、学校教育側の意識を変えていく必要があるという意見が多く出された。地域プラットフォームという提案であるが、幅広く捉えていきながら既存の様々な仕掛けや仕組、例えば学校運営協議会やPTAや放課後子ども教室、通学合宿などを地域プラットフォームとして捉えていくという方向を打ち出している。教育行政については、条件整備などは極めて重要なので、補うための学校支援ではなく、学校を支える地域の力を借りながらでないといふ子ども達

の教育は十分には行えないと考える。そういった積極的な意識で学校支援を取り上げてほしいという議論も出ている。

教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： 今後の活動指針となるものでありがたい。今後の啓発方法にもよるが、活動目標が学校のため子どものためとなっており、その活動に関わった地域の方や保護者の方の成長は気付きにくいところである。参加すること自体が自身の人生をより豊かにするということが伝わると県民全体のモチベーションが高まっていくと思う。

加 藤 委 員： 未就学児童の問題は学校での把握が難しいので、地域でどのように把握していくか重要となってくる。私の住む地域の商店街でも店舗と住居が別となって通勤している状況があり、地域と子どもが結びつかない。したがって、子ども会の活動が小さくなってきている。子ども会の活動は就学児童は学校を通して確認できるが、未就学児童は学校が把握していないので、どのように把握していくのかという問題がある。もう 1 点、「循環型」についてであるが、地方都市においては、首都圏や他県の大学に進学するケースが多く、それに伴って就職も他県に流出してしまう。子どもの時に「受益を受けた地域」と大人になって「還元する地域」が異なるという現状がある。他の地域から大人になって流入してきた人をどのように自分たちの地域に受け入れるか考えないと、言葉の綺麗さだけでは実現しないのではないかと感じた。

溝 口 委 員： 学校教育と社会教育は支えあっているものであるが、これまでは両立が難しいという印象である。特に部活動に関しては、学校教育に含まれるが社会教育との関係が一番分かりやすい。部活動の持続可能な体制づくりもこの委員会の重要なトピックだと思うので「しずおか型」の新しい提案を希望する。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 1 を了承する。

第 19 号議案 平成 29 年度使用教科書の採択

教 育 長： 「平成 29 年度使用教科書の採択」について、神田高校教育課指導監、山崎特別支援教育課長より説明願う。

高校教育課指導監： <議案についての説明>

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 改訂版について、大きな内容の変化はないと捉えてよいか。

高校教育課指導監： そのように捉えて差し支えない。

溝 口 委 員： 教科書会社等への接待等が問題となったが、各学校の校長を委員長とした教科用図書選択委員会の構成員に接待等に関わった職員をどのように排除したのか、また、今後そのようなことがないようにどういった指導したか伺いたい。

高校主席指導主事： 新聞等で取り上げられた大修館書店による無料の供与が本県でも3校であった。その後、文部科学省から大修館書店以外でも無料供与がなかったか7月末を目処に調査依頼があった。本県では大修館書店以外の供与は無かったという調査結果である。また、大修館書店から供与を受けた3校についてだが、供与を受けていたという認識がなかった。今回の選択委員会では大修館書店の教科書は採択されていない。

興 委 員： 資料5ページに採択理由は明記されているが、個々の学校における採択理由は明記されているのか。

高校主席指導主事： 配付資料に記載は無い。個々の学校における採択理由は把握しているが割愛している。

興 委 員： 特別支援学校でも同様か。

特別支援教育課長： そうである。

興 委 員： 各学校における採択理由が資料として示されていないと、この教育委員会の場で十分な審議ができると思えない。昨年も申し上げたが、十分な資料を配付して審議することが必要である。資料の5ページや15ページに全体としての採択理由はあるが、個別に異議があるところを見ていくことも教育委員会として必要である。結論として高等学校採択1の1別冊資料としてあり、どこにもその情報がないのであれば教育委員会として審議ができない。何を審議するのかという観点に立って資料作成をお願いする。よって今回の議案は私としては妥当かどうか判断できない。

教 育 監： 14ページに学校ごとでないが教科ごとの最も多く選ばれた選択理由を示している。

興 委 員： 14ページの資料内容は把握しているが、個別の学校の状況が確認できない。

溝 口 委 員： 別冊1の1は公開されている情報か。

高校主席指導主事： 傍聴している方へも配付している。

斉 藤 委 員： 特別支援学校の教科書について質問である。例えば目が不自由な方の教科書は点字教科書や拡大文字の教科書が使われて、障害によっては教科書だけでなく一般図書を使うということだが、ここで言う一般図書は市販されている絵本や童話を文部科学省がリストアップしているということか。

特別支援教育課長： そうである。一般教科書で難しい児童生徒にとっては、一般図書と絵や写真、操作できる本が大きな手がかりとなる。そのような本を活用して実生活に則した勉強する。絵本、レシピ本などを活用している。

斉 藤 委 員： それは検定教科書に準ずるものとして使用が認められているということか。

特別支援教育課長： そうである。

教 育 長： 採択した本を活用した感想や評価を出版社に報告する機会はあるのか。

高校主席指導主事： システムチックにはやっていない。今回、いくつかの教科書が改訂版として出されているが、その過程で実際に活用している教員が疑問に

思った点などを直接出版会社に問い合わせ確認することはある。

教 育 長： 科学の進歩は目覚しいので、そういった状況の変化に教科書がついていけるシステムがあればよいと思ったがそういった修正はできるのか。

高校主席指導主事： 出版社に確認することはできるが、文部科学省の検定済の教科書なのですぐに修正するというのではなく、改訂のタイミングで修正される。

加 藤 委 員： 教科書だけでなく高校の場合だと補助教科書が多数ある。教科書会社だけでなく民間の出版社が発刊しているものも含めて学校現場において選んでいるのが実態である。高校においては教科書だけで完結する話ではない。

興 委 員： 資料4ページにある内申書の記入方法について、学校教育のねらいの記載があるが、分かりづらい。例えば「①適切な内容が精選され、取り上げられている」とあるが、どのように適切なものなのか、その内容が何を意味しているのだろうか分からない、また「②課題解決的な学習が意図されている」と、「③国際化、情報化、環境問題等、今日的課題に対応している」については②と③との違いが分かりづらく、項目立てに問題があると考えられる。14 ページでは、多く選ばれた理由としては全て①となっており、②と③がどういったかたちで学校で判断されているのだろうか、などを考えると、教育委員会として、改善方策について具体的なメッセージを出すことが必要なのかもしれない。そういった論点からも、この資料だけでは判断し辛いので、各学校の採択状況を資料として出してほしい。

加 藤 委 員： 全学校の学力や生徒の進路は全て違うので、全て教育委員会で適正かどうか、判断することは不可能である。よって、学校ごとで委員会を設置して判断しているのが実態である。その委員会において、溝口委員が指摘したような、接待等により曲げられていることがないかは、教育委員会として把握しておかなければならない。今後も全ての学校の審査資料を集めて教育委員会で審議することは不可能である。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

加 藤 委 員： 異議なし

溝 口 委 員： 異議なし

斉 藤 委 員： 異議なし

興 委 員： 先程申し上げた理由で、適否を判断することはできない。

渡 邊 委 員： 異議なし

教 育 長： 第19号議案を原案どおり可決する。

報告事項2 平成28年度静岡県人権教育の手引き

教 育 長： 報告事項2「平成28年度静岡県人権教育の手引き」について、遠藤人権教育推進室長より説明願う。

人権教育推進室長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： L G B Tがこのような一般的な人権活動の手引きに登場してくることは今のトレンドではないかと思う。潜在的にL G B Tは 10 人に 1 人は居るのではないかとされており、実際に学校現場でも居る。差別ではなく、ひとつの人権として理解を促進してほしい。

興 委 員： 冊子の冒頭に教育長コメントで、「喫緊の課題である「インターネットを悪用した人権侵害」と「性的少数者をめぐる差別や偏見」について、新聞記事等を効果的に用いた学習例を掲載しました。」とあるが、新聞記事等を用いた学習を例示に挙げるのではなく学習方法はないのか。

人権教育推進室長： 知的理解を深めるような資料を提供するというので、特集として新聞記事を読み物を活用するのは初めての取組である。

興 委 員： 新聞記事はあくまで新聞記者が報道したことなので、教育委員会としての学習事例を工夫していくことが必要である。新聞記事だけにとらわれることのないような配慮を心がけてほしい。

渡 邊 委 員： ネットに関するいじめを取り上げてありがたい。三島市で携帯スマホ安全講座を市主催でやる時に、単に携帯スマホの扱い方を学ぶだけでなく、人権委員会の方も加わって、人権的な観点から小学生や保護者を対象に啓発講座を展開している。社会教育活動の携帯スマホ安全講座と連携して取り組むことにより効果は促進されると思う。L G B Tの子ども達に対する理解が進んでいる一方で、保護者が知る機会がなく、子どもが学校で学んでも家庭において両親や祖父母の理解が全く進んでいないという状況がある。大人に対する啓発活動が課題となってくると思う。大人の場合、特定の人たちが特定の勉強をするという機会が多いので、どうしたら広く多くの方に知ってもらえるか検討してもらえるように取り組んでほしい。

教 育 長： 保護者に対する情報提供について、先日、保護者向けのEジャーナルを発刊したが、一方通行ではなく保護者からも情報提供を受けるようなものがあるとよい。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

<非>報告事項3 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果

教 育 長： 報告事項3「平成28年度全国学力・学習状況調査の結果」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

加 藤 委 員： 小学校に比べて中学校の方が伸びているということは成長段階に合わ

せて、しっかりとした教育がなされているということで喜ばしいことである。児童生徒質問調査であるが、塾での学習は含まれているのか。

義務教育課長： 含まれていない。

加藤委員： 静岡県は塾に通っている比率は高いと思う。塾でやっているのもそれ以外の家庭学習はやっていない可能性は高い。塾で学習していれば家庭学習はやらなくても良いという発信をするのか、塾と併用であれば良いという発信なのか、考えていかないと迷ってしまう。

教育監： 塾に通っているかという質問項目もあるので、合わせて確認すればよい。

加藤委員： 塾では学校よりも細かく具体的に指導するので、自主性が無くなるという問題点がある。塾であまり成績を上げると高校に進学してから伸びなくなるという弊害がある。高校においても予備校や塾での勉強に慣れすぎてしまうと大学進学後に伸びなくなる。どちらが良いとはいえないが既に存在している塾や予備校を否定することはできない。どのように活用していくかという指針も必要ではないか。

興委員： 10 ページの学校質問紙調査の結果であるが、伸びている部分もあるが、課題の 56 番は全国比より 5.4 ポイント低く、課題 48 番の「児童に将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしているか」は 11.7 ポイントも低い。伸びている割に全国とのギャップを感じるがそういった結果なのか。

義務教育課長： そうである。

興委員： 確認だけの質問である。

斉藤委員： 非常に良い結果が出ていると思う。課長が説明したように平成 25 年度の小学校 6 年生が中学 3 年生となって学力が伸びた結果を見ると、あの時の危機感が学校現場や市町教育委員会で取組として生きてきたと思う。県教育委員会のリーダーシップもあつたかと思うが、非常に良い結果だと思う。やってきたことに対して現場においても自信を持ってよいと思う。学校質問紙調査の結果で注目すべき点は、地域の行事に参加する割合が突出して多いところである。静岡県では中学生が地域のボランティア活動に参加することが静岡県の特徴となっている。大いに評価してよいと思う。

教育長： そのように中学生段階でのボランティア活動の経験をこれから社会に出て行く中でどのように生かしていくか、教育委員会はそのサポートも考えなければならない。

興委員： 3 ページの教育長コメントであるが、第 3 パラグラフにある「一方、教科ごと～」を第 1 パラグラフの後に持ってきた方がよいという印象である。2 点目は児童生徒質問紙調査並びに学校質問紙調査の結果から、静岡県らしいところを強調するようなことを教育長コメントとして盛り込んでほしい。

溝口委員： 4 年間静岡県で取り組んできたことが成果として形に表れたことはよかったと思う。部活動やスポーツと一緒に基礎がしっかりしていると、

成果が表れるということ定着度が進んでいるということである。子どもを育てやすいということ売り込むこともできる。静岡は伸び伸び育てて大きく花開くというようにアピールしていけばよい。一方で懸案としてはこれが上限で下がってしまったり、期待が薄くなってしまふ。現在の小学生は上位にあって、中学校に上がった時の伸び率は期待できない。我々はランキングにとらわれすぎていて、実際は数ポイントの中にひしめき合っている。目先の序列にとらわれない、持続可能な先を見据えた取組を期待する。

教 育 長： 全体的には上がっているが、学校単位で見るとばらつきはあると思う。各学校は実情に合わせた方向性を持ってやっているのだから、そこも踏まえて検証しなければならない。

溝 口 委 員： 二極化が進んでいるのか、母体自体がレベルアップしているのか。

義務教育課長： 小学校と中学校で傾向は変わってくる。グラフ集計表でみると全国的にいえることだが、小学校については密集している一方、中学校ではばらつきが見られる。また、二極化というよりも、どこにグラフの山がくるかという点が問題であると捉えている。小学校では科目によって山が高い方によっているところがあるが、中学校は比較的なだらかなグラフである。静岡県は平均の中央値がやや右にあるので、全体的な数値は高いといえると思う。

教 育 監： 分布自身の二極化と問題自身の二極化と様々な要素がある。子ども達の力によるものなのか、出題の傾向によるものなのか専門家による分析が必要である。

加 藤 委 員： 年度によって応用問題の正答率にばらつきがある。作問の熟練度が未熟な可能性もある。基礎問題には大きなばらつきは無い。また、2020年に教育指導要領が大きく改訂されることで、応用問題が主流となってくるわけだが、教育現場で応用問題に偏重して基礎をおろそかにすると先々伸びない教育となってしまうので、義務教育の9年間は基礎をしっかりと学んで、その上で国語力・英語力という表現能力を高めていけば、その先に応用力が自然と伸びてくる。早い段階から応用力を高めることに偏ってしまうと基礎が薄くなり、伸びしろが少ない子ども達が育ってしまうことになることには注意しなければならない。

興 委 員： 県立の中高一貫校が2校あるので、同時にアナウンスしてほしい。

溝 口 委 員： 県立中等部の公表はいつ頃なのか。

義務教育課長： 学校での分析があるので9月から10月頃である。

興 委 員： データとしては県教育委員会に上がっているのか。

義務教育課長： 学校での分析がまだである。

興 委 員： 学校での分析に依存するのかどうか。県の教育行政の責任は県教育委員会にあるので、概観できるメッセージを発信すべきだと思う。

教 育 長： 質疑等はあるか。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 3 を了承する。

<非>第 20 号議案 教職員人事異動

※非公表

<非>第 21 号議案 教職員人事異動

<非>第 22 号議案 教職員人事異動

※非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 28 年度第 10 回教育委員会定例会を閉会とする。